【インストラクター資格への特例措置】

2020年2月29日時点で、インストラクター資格が有効であった者は、指定地域組織の代表が定めるコースが適正に開催できると判断した日（x-day）から起算して６か月を経過した日の月末までの間にインストラクター資格の資格有効期限の満了日を迎える場合は、指導歴が更新要件を満たしていなくても、イントラ更新申請ができる。

例）　インストラクター認定日　2016/3/1　資格有効期限  2016/3/1-2020/3/31

                更新申請後　　　　　　　　　　　  資格有効期限 2016/3/1-2022/3/31

【プレインストラクター資格への特例措置】

2020年2月29日時点で、プレインストラクター資格、プロバイダー

資格がともに有効であった者は、x-dayから６か月を経過した日の月

末まで、コースで指導することができ、コース終了日の月末を基準日

として、プレインストラクター資格を1年延長する。

【プロバイダー資格への特例措置】

2020年2月29日にプロバイダー資格が有効であった者は、x-dayか

ら６か月を経過した日の月末まで、更新コースを受講できる。

以上